

高知県教育委員会 会議録

平成24年9月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成24年9月 7日(金) 14:20

閉会 平成24年9月 7日(金) 15:50

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	北添 紀子
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員(教育長)	中澤 卓史

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	中山 雅需
〃	参事兼小中学校課長	永野 隆史
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	市川 広幸
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	高等学校課企画監	森本民之助
〃	特別支援教育課長	田中 信一
〃	生涯学習課課長補佐	平野 博紀
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷 好孝
〃	人権教育課課長補佐	野瀬 正幸
〃	教育センター所長	濱田久美子
〃	教育政策課課長補佐	中島 勝海
〃	教育政策課教育企画担当フ	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 9月定例委員会を開催する。本日の付議第3号と第4号については、個人に関する情報を含む議案のため、第5号から第7号は高知県議会9月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

代理 それでは、付議第3号から第7号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長	廃校に伴うもので、特に異論は無いと思われる。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成25年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育長	8番までは基本的な方針で、9番は具体的な方針を入れている。現在検討委員会を設けて、人材育成を議論していただいているが、できれば、来年大学院等へ派遣する教員を増やしたい。国でも教員の修士レベル化の話もあり、色々勉強してもらいたい。予算の許す限りになるが、方向性はこの方針のとおりでいきたい。
委員	この方針は教育委員会で決定し、教職員に対して発出されるものか、あるいはもっと広く公開されるものか。
事務局	市町村教委や県立学校長、事務局の教職員など全てにオープンにされる。
委員	文言が一部変わってきているが、具体的に変わったところを実際の人事異動に反映させることになるのか。
事務局	実際の作業はこれからになるが、人事主管課や教育事務所長等と個々に協議もしながら、そのような思いを込めた案である。
委員長	1番に“教育振興基本計画重点プランの着実な推進”とあることから、それに関連する内容が入って来ているということか。
事務局	緊急プランが重点プランに移った初年度であることを意識し、重点

委員長	プランを着実に実行していく校長を登用したいので、ここはしっかりと見ていただきたいと考えている。
事務局	校長や教頭の試験及び校長からの内申には、この項目も入ってくるのか。
委員長	後先になってしまい申し訳ないが、今年の場合には入っていない部分もある。実際、管理職の登用で、明日教頭の筆記試験がある。
事務局	ただし実際の選考過程では、この項目をきちんと押さえて行うことになる。議決をいただければ、この方針にそって選考することになる。管理職の選考については、特に3番を見ていくことになる。
委員長	3番については、これまでも取り組んできている内容であり、初めてではないはずだが。
事務局	より輪郭をはっきりさせて、このような資質を求めているとのメッセージを送りたいと考えている。
委員長	大学院等への派遣が新たに加えられているが、今までどれくらい派遣されていて、どれだけ派遣したいかの目途はあるか。
事務局	この4月から派遣しているのが、高知大学、鳴門教育大学、愛媛大学でそれぞれ3名。昨年度から継続の2年目の者が7名で、計16名。
教育長	政策研究大学院大学にも行かせたいと考えている。
事務局	国からの研修等定数と密接な関係があり、一度にたくさんとはいかないが、派遣は増えてきている。
委員長	最近、国に定数の余裕はあるのか。欲しいと言え、そのとおりにもらえるか。
事務局	プラス1、2人の範囲で、融通はしてもらっている。5人や10人にはならない。
教育長	文言を入れたからといって、倍増とまでにはならないが、少し追加していこうとするもの。
委員	8番のキャリア教育のことを入れたいことは分かるが、「教職員の配置に努め、キャリア教育の推進を図る」とあり、前の文章との繋がりが悪い。
委員	項目の順番がばらばらな感じがするので、より重大な項目からの順番にしたらいのではないか。
委員長	8番の文章表現は繋がらないような気がする。
事務局	「・・・となる学校づくり、キャリア教育を推進する・・・」ということか。
委員	キャリア教育を重点にしているので、キャリア教育のためにどのような人事をするのかの項目を作ってはどうか。11番目の項目があってもいいのではないか。この文章では、ついでに付けたように見える。
委員長	「特色ある学校づくりや地域の拠点となる学校づくりを継続的に推進する」と「キャリア教育を推進する」ために「教職員の配置に努

委員	める」ことだと思われる。
事務局	意味としては、「特色ある学校づくりや地域の拠点となる学校づくりを継続的に推進し」、「キャリア教育の推進を図る」で、「そのための教員配置に努める」ということではないか。
委員長	そのとおり。今の文章では、教員配置の方が重要でないように見える。 「・・・拠点となる学校づくり、キャリア教育を継続的に推進するために、教職員の意欲や・・・の配置に努める。」としてはいかがか。いいのではないか。確認をする。8番を「特色ある学校づくりや地域の拠点となる学校づくり、キャリア教育を継続的に推進するため、教職員の意欲や能力を一層生かすことができる教職員の配置に努める。」と修正する。
教育長	順番はどうか。
委員	大事な項目を上を持ってきてはどうか。1番は基本的な方向なのでそのまま、3番から6番は順番になっているので、2番をその6番の下に持ってくるのはどうか。
委員長	確かにばらばら感はある。
委員	新旧対照表で見なければ感じないことだが、対照表で見た場合、色々考えて、ただ言葉を増やしただけのように見える。
委員長	8番を2番の次に持って来てはどうか。 9番と10番は関連があると思うが、並べる必要はないか。9番には広域人事異動の記載もある。9番には「全県的な」とあり、10番には「市町村（学校組合）立」とあるが、関連はないか。
事務局	市町村教育委員会がこれを見た時を意識して作っており、市町村の教育長が実際に作業する時の順位制を鑑みている。今言われたような視点は、新しい視点で意表を突かれた気がしている。
委員長	重要度で並べているのではないのか。
事務局	市町村教育委員会が最も不安に思っていることを先に挙げ、2番には、「適正な教職員構成にする」ことを挙げている。その上で「校長、教頭はこのように選びます」ということが、人事異動上、一番課題になるところである。その後、主幹教諭や指導教諭の配置のことを言っている。
委員長	9番は市町村のことも含んでいるのではないか。
事務局	そのとおり。広域人事異動のことも重要視されるが、とにかく3番が最もクローズアップされると思い、その視点でやってきた。
委員長	8番はどのような学校づくりをするのかを謳っており、8番を3番に上げ、このような学校づくりをする校長になっていただくということで、3番、4番へと繋げてはどうか。その時に9番の扱いはどうなるか。
事務局	事務局への異動や大学院への派遣、校種間の交流等は全体が固まっ

委員 委員長	<p>てから、最後に決定するため最後にもってきている。</p> <p>8番を2番と3番の間に上げるだけでいいのではないか。</p> <p>そのように8番を3番に上げ、以下順に繰り下げることでよろしいか。なお、内容的には問題ないか。</p>
委員 事務局	<p>5番では、「おおむね5年以上」と言っているが、10番の「長期間勤務」は、具体的にはどのくらいの期間をイメージしているのか。</p> <p>1つの学校では5年を目途にして異動を検討する対象とするとしている。ただ、同一市町村といっても、1町1小学校、1中学校の場合や高知市のように数十校の場合もあるので、これを書ききると途端に異動ができなくなる。「概ね1市町村に15年くらい勤務すれば、他市町村に行き、他市町村で経験を積んでください」と言ってきた。</p>
委員 委員長 事務局	<p>15年位との数字を教員は知っているわけだ。</p> <p>実態として15年位の場合もあるということか。</p> <p>異動の単純な作業の過程では、15年以上経った教員は俎上に上げてチェックしている。ただし、必ずしも15年過ぎているから隣市町村に異動するかと言えばそうではない。</p>
委員長	<p>異動は教育効果を狙うもので、15年になろうが、その教員が異動することで学校が立ち行かなくなり、困る場合もあるだろう。その場合には15年を過ぎようが、留任する場合もあり得るだろう。</p>
委員 事務局	<p>7番に書いている「異動を検討する対象とする」ことは、必ず異動する対象ではなく、異動を検討する対象者の中にリストアップされるということで、事務的に15年でリストに挙がるということか。</p> <p>そのとおり。5年以上の方や同市町村15年以上の方は、必ずチェックされ、その中で検討している。ただし高知市等は、一生高知市にいることもあることから、均衡を欠く場合もあるので、ここまでしか書くことができない。</p>
委員長	<p>他に意見が無ければ、確認をする。</p> <p>原案に対して、8番を「特色ある学校づくりや地域の拠点となる学校づくり、キャリア教育を継続的に推進するため、教職員の意欲や能力を一層生かすことができる教職員の配置に努める。」と文章修正し、これを3番に入れる。以下3番が4番にと順に下げていくという構成の修正を行う。</p>
委員長	<p>本事件の議決を求める。修正した案に賛成する委員は挙手をお願いする。</p>
各委員 委員長	<p>全員挙手</p> <p>本事件を修正案のとおり議決する。</p>

【付議第3号 平成25年春の叙勲（地方教育行政功労）候補者推薦議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第4号 平成25年春の褒章（厚生・労働関係）候補者推薦議案（幼保支援課）】

○幼保支援課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

【付議第5号 平成24年度高知県一般会計補正予算に係る意見聴取に関する議案【幼保支援課】】

○幼保支援課長 説明

○質疑

委員 事務局	補正の500万円はどのような見積もりなのか。 100万円限度で、5か所程度を想定して計上している。 現在、4市町10保育園で検討が進められ、それ以外にも4市町8保育所でこれから検討することとなっており、この中で年度内に実施する所について補助していききたい。
委員 事務局	未定の所があるが、四万十町以外は浸水深に加えて到達時間を見てから考えたいとのこと。 5か所ということは、セレクトすることになるのか、それとも早い者勝ちになるのか。
教育長	まだ地元や保護者との協議をしている段階なので、実施するにしても12月補正になる。事務局での感触では500万円あれば十分対応できると考えている。 また、その他の補助金が多くあることから、全体の枠の中での対応もでき、5か所以上が実施することになっても十分対応できると考えている。 要は、検討している所はたくさんあるが、検討して実際にコンサルタントに委託して進められるような所は多くないとの見込みである。

	<p>問題は、本体工事をどうするのかであり、基本的には国に財政措置をしてもらいたい気持ちである。現実で言えば、公共施設がバラバラに順次移転していくことに対して、特別な財政支援措置がどれだけできるかは厳しいと思っている。</p> <p>知事との話の中では、単なる災害弱者というだけではなく、小さな子どもだから余計に守る必要があり、優先度が高い対象であるとの認識は一致している。</p>
委員	<p>保育園は、建物自体が平屋で低く、浸水する可能性が高いのではないか。</p>
教育長	<p>建築物自体はそれほど高額なものにはならないが、問題は高台へ移転すれば、取り付け道路が必要になり、これが高額である。既存の取り付け道路が使えるといいが、そんなにうまい話はない。これも市町村が調査をする中で、必要経費等が順次分かってくると思われ、走りながら考えることとしている。</p>
委員長 教育長	<p>保育園・幼稚園はあまりいい場所には無く、低い所にある。 今であれば、近所の祖父母が送り迎えをしてくれているが、高台に移転するとできなくなる恐れがある。</p>
委員長 教育長	<p>逃げる時には、近所の高校等にも協力を求めなければならない。 近くに建物がたくさんあればいいのだが。</p>
委員 事務局	<p>9月補正予算に出すのは、教育委員会でこの1件だけか。 そのとおり、他にはない。</p>
委員 教育長	<p>そのようなものか。 年によって全く違う。</p>
委員 教育長 委員長	<p>補正は12月にもあるのか。 12月に行う場合もあるし、出さない場合もある。必要があれば出す。 他に質問・意見はないか。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第6号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する
 条例議案に係る意見聴取に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

委員	学校名の変更について、議会の承認があるのか。
事務局	設置条例で定められており、議決がある。
委員	校名を変更することによって、教職員が増える等の利点はあるのか。
事務局	それはない。
委員長	知的障害と肢体不自由はいわゆる養護学校なので、中村養護学校のままでも自然だと思う。
事務局	学校制度そのものが、盲学校、聾学校、養護学校の制度から、特別支援学校制度に変わっている。まだ、〇〇養護学校の名称の学校は残っているが、具体の学校名としては、継続して使うこともできることになっている。
委員長	特別支援学校制度の1つの制度の中で、養護学校や盲学校、聾学校と名乗っても今のところは許されるのか。
事務局	許される。
委員長	中村養護学校の場合は、昨年からの知的障害と肢体不自由の2つの障害に対応する学校になったので、これを機会に特別支援学校に変えたいということか。
事務局	そうした要望が学校側からあったということと、その方向性が県の進めてきた施策と一致していた。
委員長	県としては、特別支援学校と名付けたいとの思いがあるのか。
事務局	学校制度そのものが変わっていることから、いずれは色々な名称に変えていくことになる。
委員長	盲・聾にしたいとの思いか。
事務局	ただ保護者の要望等もあり、考慮はする必要がある。
委員長	難しいのは校名で、ろう学校は“高知”が付いていて、盲学校は付いていない。そうした時に高知特別支援学校となり、中身が全く分からなくなる。
事務局	規則でどの部門に対応した学校になるのかを明記しなければならないとされている。
委員長	確かに特別支援学校であれば、色々な障害種が入っても構わない。これから先は、まとめるようになる可能性はあるのか。
事務局	学校制度がそうなっているので、可能性は高い。
委員長	今は反対がたくさんあるわけか。
事務局	そのとおり。
教育長	それより文科省の方針であるインクルーシブ教育に、現場が対応できるのか心配している。
委員	特別支援教育では違和感がないが、特別支援学校では上から目線の

事務局	ような感じがする。
教育長	人によって、特別という言葉に抵抗を感じる人がいることから、〇〇特別支援学校の場合もあるし、〇〇支援学校の場合もある。
委員長	特別を取り除いている学校もある。
委員長	以前には、特殊や障害という言葉を使っていたが、おかしいということに変更している。
委員長	発達障害の生徒は、特別支援教育の中には入っているが、特別支援学校の中には入っていない。発達障害と障害は違うということで、一緒にするわけにはいけないわけか。
事務局	今の特別支援学校の制度では、入っていない。発達障害の生徒を含めてしまうと膨大な数になり、とても対応できない。
委員	知的障害の学校があるので、知的障害があつて発達障害もある生徒は、そこに入ることができる。知的障害があるかないかが基準で、発達障害のあるなしでは現行では基準ではない。
委員長	発達障害だから特別支援学校へということではない。
事務局	江の口養護学校では、背景に発達障害のある生徒が7～8割いるが、病弱の特別支援学校の対象であるということが入っており、発達障害だから入っているのではない。
委員長	徳島県の「みなと高等学園」もそこが境目となり、発達障害を持っているが、知的障害も持っている生徒が入っている。
事務局	そのとおり。看板としては、発達障害を前面に出してはいるが、病弱と知的の特別支援学校であることには変わらない。
委員長	校名変更であるが、地元も要望もあり、2つの障害に対応している学校が校名を変える議案だが、いかがか。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第7号 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例議案に係る意見聴取に関する議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

教育長	津波による浸水深は何mになっているか。
事務局	4 mの想定になっている。土を入れ、3 m60cmのかさ上げをしており、基礎を含めると約4 mになる計算をしている。1階の床がギリギリ浸水するかの程度になる。
教育長	これから着工する施設について、この段階（出来上がっていない時期）で、設置条例について上程するのは珍しく、ほとんどが出来上

	<p>がる時になる。指定管理者を選び、その議案を12月議会にとらなければならない。弓道場はそれほど早く出来上がる。</p>
教育長	契約書は交わしたのか。
事務局	現在準備中である。
委員長	どこの業者がやるのか。
事務局	新進建設である。
教育長	県内の業者か。
事務局	県内の業者で、別の工務店とジョイントを組んでいる。
委員	指定管理者は、当面は今の管理者が行い、その後は別々に公募になるのか、それとも一括で公募するのか。
事務局	一括で行う。現在、教育委員会が所管している県民体育館と武道館と新弓道場の3つの建物を一括で公募したい。
教育長	大会などで、新弓道場も両方とも併行して使う時に調整をしなければならなくなるので、1管理者で管理を行った方がいいということ。なので、現在の受託者に一先ずは受けていただき、2年が過ぎれば、今の受託者の満期がくるので、次の段階ではセットにして公募する予定。
委員長	振興財団は他に受託しているのか。
事務局	春野運動公園の全てを受託している。
委員長	振興財団の職員には、スポーツ選手がいるのか。
事務局	今はソフトボールの1名のみで、プロパーの職員のみ。
委員長	以前は国体用の選手が何人もいた。
	料金の認可は知事で、料金の値上げは県教委の所管になっているのか。
事務局	条例でそうになっている。
教育長	ここで決めるのは、基準額である。実際は指定管理者が決めることができ、いくら下げても差し支えない。
委員	指定管理者は、県から管理表のようなものをもらって契約するだろうが、公募する時には業者側からの入札になるのか。
事務局	金額だけではなく、プロポーザルで案内をする。
委員	今回は、こちらから同じ業者に委託することだが、その契約金額はどのように決まるのか。
事務局	現在、財政課と協議をしている。
委員	県の側から、これ位の金額でと提示するわけか。
教育長	現実的には、人件費も含めて県から提示する。
委員長	他に意見はないか。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1、3～7号

原案のとおり議決

付議第2号

原案を修正のうえ議決